

実務派社労士による

定年後継続雇用者 労務管理セミナー

～賃金設定・業務区分・諸手続・安全健康管理等の実務を学ぶ～

60歳以上の定年到達者の継続雇用義務が拡大されており、多くの企業が、高齢者への公的年金や助成金の給付を考慮し、賃金決定を行っております。しかし、老齢厚生年金部分の受給開始年齢が65歳に引き上げられ、同一労働同一賃金の法制化も予定され、高齢雇用継続給付金の見直しの可能性もあり、この賃金制度の維持が困難となっております。

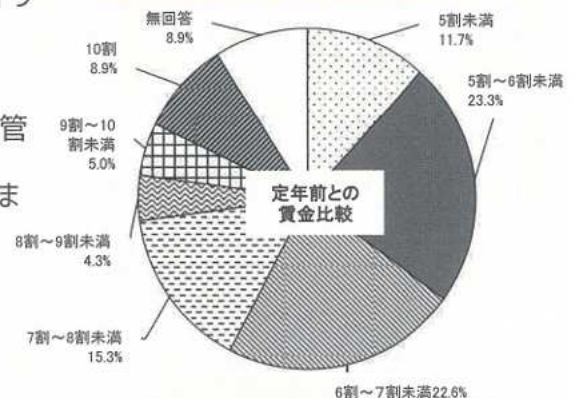
知識と経験を持った高齢者の活用は、人材の確保が難しくなった今、企業活動には不可欠なものです。一方、賃金や労働契約更新に関するトラブルも多く、企業を悩ます労働トラブルの原因となります。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、定年後の継続雇用者の労務管理上の実務を学ぶ「定年後継続雇用者労務管理セミナー」を開催いたします。ぜひともご参加いただきますようお願いいたします。

知識と経験を持った
定年後継続雇用者は企業の発展に
欠かせません



定年後再雇用時の賃金割合について



多くの再雇用者が賃金低下となるが
同一労働同一賃金が法制化後は
問題となる可能性があります。

日時

平成29年11月20日(月)

13時30分～16時30分

講師



吉山社会保険労務士事務所 所長
社会保険労務士 吉山 嘉久 氏

【プロフィール】

三菱重工業(株)名古屋機器製作所にて20年にわたり総務部勤労課長、総務部主務として労務人事等の管理業務を行い、その後営業部長を経て、同社の関連会社代表取締役等を歴任し企業経営を行う。この間社会保険労務士となり、現在は開業社会保険労務士として、顧問活動、企業研修の講師等多様な活動を行う。

内容

- 同一労働同一賃金に反しない賃金設定と業務区分
- 適正な労働契約更新について
- 老齢年金、高齢者継続給付等の内容
- 無期契約転換申込への対応と有期契約特別措置法
- 安全配慮義務を果たす安全、健康管理
- 高齢者雇用安定助成金等の企業助成内容

会場

愛知県産業労働センター（ウインクあいち） 名古屋市中村区名駅4丁目4-38

対象

経営者、管理者、
労務・安全衛生のご担当者 など

会費

会員 5,400円
非会員 6,480円 (税を含む)

定員

100名

主催：愛知県下各労働基準協会

実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

会場略図



愛知県産業労働センター（ウインクあいち）

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より

◎JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分

◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。		
名称	所在地	電話番号	FAX番号	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

定年後継続雇用者労務管理セミナー 申込書

開催日 平成29年11月20日(月)

平成 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号①	
事業場名		TEL () -	FAX () -
所在地	事業内容		
	労働者数	名	
受講者名	受講番号②	氏名・性別	
		フリガナ	所属部署・職名
		男・女	
		フリガナ	男・女
会費支払時期	月 日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様

※ 会員番号①は(一社)名北労働基準協会会員の場合のみ封筒表面の番号をご記入ください。受講番号②ご記入は不要です。

※ この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回申込みいただいたセミナーの参加資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。